

議 第 28 号
令和 5 年 4 月 27 日提出

天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業者選定審議会委員の委嘱について

天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業者選定審議会委員を別紙のとおり委嘱したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第2条及び第3条並びに天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業者選定審議会運営要綱（令和5年3月28日制定）第3条及び第4条の規定により、天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業者選定審議会委員を委嘱するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第12号の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業者選定審議会委員(案)

	区分	氏名	所属団体・役職等
1	学識経験者	北園 芳人	株式会社 中央土木コンサルタント 北園研究室 室長 熊本大学名誉教授
2	学識経験者	竹内 裕希子	熊本大学大学院先端科学研究部 教授
3	学識経験者	田中 智之	熊本大学大学院先端科学研究部 教授
4	法曹関係者	藤木 美才	ふじき法律事務所 弁護士
5	庁内関係者	楳木 敏之	熊本市立天明中学校長
6	庁内関係者	内村 智	首席審議員兼学校施設課長

【委員の任期】令和5年(2023年)5月1日～令和6年(2024年)3月31日

○熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）

（設置）

第2条 別表に定めるところにより、執行機関及び公営企業管理者の附属機関を置く。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関又は公営企業管理者が別に定める。

別表

5 教育委員会の附属機関

15	天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業者選定審議会	天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業に係る受託事業者の選定について、必要な事項を審議する。
----	-----------------------------	--

○天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業者選定審議会運営要綱（令和5年3月28日制定）

（組織）

第3条 委員会は、6名の委員によって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 法曹関係者
- (3) 庁内関係者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は1年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

○熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教委規則第6号）

（事務の委任）

第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (12) 法令又は条例に基づく委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の委員を任命し、又は委嘱すること。